

償却資産の申告は1月31日(火)までです

▼申し込み・問い合わせ先 税務課 固定資産税班(合志庁舎)
☎(248)1114

償却資産とは固定資産税の一つで、会社や個人で工場・商店・農業などを経営している人や、駐車場やアパートなどを貸し付けている人が、その事業のために所有する構築物や機械、器具、備品などのことです。

償却資産をお持ちの事業主は毎年1月1日現在の所有状況を、償却資産の所在する市町村長に申告する必要があります。(地方税法第383条)

●特殊自動車は固定資産税の償却資産または軽自動車として申告する必要があります。

●耐用年数が1年未満の資産や取得価格が10万円未満の資産で、規定により損金参入されたものなどは申告の対象になりません。

●太陽光発電設備(10kw以上)は、償却資産として申告する必要があります。申告書類は12月に送付しています。が、新規に事業を始めた場合など、必要な人には送付しますのでご連絡ください。

業 種	償却資産の例	業 種	償却資産の例
建設業	ブルドーザーなどの大型特殊自動車(小型特殊自動車など軽自動車税の対象は除く)、プレス機など	卸売・小売業	陳列台、ショーケース、レジスター、冷凍・冷蔵設備、店内放送設備、自動販売機など
飲食業	家具、厨房用品、冷凍冷蔵庫、照明設備、ガスレンジ、カラオケ機器など	理容・美容業	理容・美容器具、椅子、洗面設備、パーマ器、ドライヤー、消毒殺菌機など
医(歯)業	レントゲン装置、歯科診療ユニット、ファイバースコープ、給食用厨房器具など		

※詳しくはお問い合わせになるか、市ホームページをご覧ください。

熊本地震で被災した人へ

国民健康保険税の減免制度があります

▼申し込み・問い合わせ先 税務課 市税班(合志庁舎)
☎(248)1114

市では、熊本地震で被災し、主たる生計維持者の居住する住宅が半壊以上である人や災害による事業収入などの減少があった人などを対象として、平成28年度の国民健康保険税を減免しています。

●対象 ①②いずれかに当てはまる人
①主たる生計維持者の**居住する住宅**※が半壊・大規模半壊・全壊と判定された人

※所有のみでは対象になりません。
②災害により事業収入などが減少し、次のアからウの全てに当てはまる人
ア事業収入(複数の事業収入がある場合はいずれか)の減少額が前年の30%以上

イ前年中の合計所得が1千万円以下
ウ減収が見込まれる事業収入以外の前年中の所得の合計額が400万円以下
●申請が必要な人
・**市外でり災証明を受け**、合志市に転入して合志市国民健康保険に加入した人

・事業収入などの減少があった人(対象②に当てはまる場合など)

※本市でり災証明を受けた人は、申請は必要ありません。

10月から随時、減免決定通知を納税義務者(世帯主)宛に送付しています。ただし、り災証明を受けた世帯員とは別の納税義務者がいる場合や、り災証明を受けた後に国民健康保険に加入した場合など、対象者で通知が届いていない人はご連絡ください。

●申請に必要なもの

保険証、印鑑、世帯主の口座が分かるもの、世帯主のマイナンバー(個人番号)が分かるもの、窓口に来る人の本人確認ができるもの(運転免許証など)、対象①②に当てはまることと分かる書類(り災証明書など)

●申請期限 3月31日(金)
※被災により、納税義務者などが死亡または行方不明になった場合、重篤な傷病を負った場合なども免除の対象となります。詳しくはお尋ねください。

熊本地震で被災した人へ

各種支援制度には期限があります

熊本地震で被災した人への支援制度の申請期限は次のとおりです。もう一度よく確認して、早めにお手続きください。詳しくはお尋ねください。

り災証明書

住家などの被害状況を証明するものです。状況に応じて被害認定調査を行ないます。一部損壊のり災証明書は、総務課で即時発行します。

- 対象 被災した住家・非住家(納屋など)
- 申請期限 2月28日(火)
- 申請・問い合わせ先 総務課 交通防災班(合志庁舎) ☎248-1112

被災家屋などの解体撤去

被災した家屋などの解体撤去、またはその費用を支援します。

- 対象 ・り災証明書で半壊判定以上の認定を受け、建物の解体撤去を希望する人
・業者に依頼し、解体が完了した人
- 申請期限 ・解体撤去 5月31日(水)
・費用支援 2月28日(火)
- 申請・問い合わせ先 環境衛生課(合志庁舎) ☎248-1202



被災住宅の応急修理

被災した住宅で、日常生活に不可欠な部分の応急的な修理について、一定の範囲内で費用を支援します。

- 対象 り災証明書で半壊以上の認定を受け、自ら修理する資力のない世帯

- 申請期限 4月13日(木)
- 申請・問い合わせ先 都市計画課(西合志庁舎) ☎242-1104

災害復興商品券

住宅や店舗の復旧工事費用を5万円分の商品券で助成します。**工事前の人も**期限までに申請してください。

- 対象 熊本地震で被災した住宅や店舗の復旧に必要な工事で、合計50万円以上の工事
- ※対象外の工事もあります。応急修理制度、被災者生活再建制度と同時に利用することはできません。
- 申請期限 3月31日(金)
 - 申請・問い合わせ先 商工振興課(合志庁舎) ☎248-1115

復興まちづくりに参画しませんか

復興まちづくり計画座談会

熊本地震からの復興に向けて、まちづくりの指針となる震災復興計画の策定を進めています。このたび、震災復興計画の素案をまとめました。この内容について、市民の皆さんにお知らせし、今後の復興やまちづくりに対するご意見をいただくため、復興まちづくり計画座談会を開催します。

と き		ところ
1月17日(火)	午後 7時～	泉ヶ丘市民センター
1月19日(木)	午後 7時～	みどり館
1月22日(日)	午前10時～	合志庁舎
1月26日(水)	午後 7時～	須屋市民センター
1月31日(火)	午後 7時～	ふれあい館
2月 2日(木)	午後 7時～	御代志市民センター

- 問い合わせ先 政策課 政策班(合志庁舎) ☎248-1028

要介護認定を受けている65歳以上の人へ

障害者控除対象者認定書を交付します

要介護認定を受けている65歳以上の人で、一定の基準に当てはまると市が認定した人に、所得税・住民税の障害者控除を受けることができる「障害者控除対象者認定書」を交付します。詳しくはお尋ねください。

※すでに障害者手帳をお持ちの人は、認定書の交付を受ける必要はありません。

●手続き

- ・高齢者支援課、市民課(合志庁舎)、各支所にある申請書を提出してください。申請書は市ホームページからダウンロードもできます。
- ・申請者は本人と家族に限ります。本人の介護保険証と認め印、申請者の本人確認ができるもの(運転免許証など)をお持ちください。

●注意事項

- ・平成28年12月31日現在で、本市に住所がある人が交付対象です。認定書は**平成28年分の申告に限り有効**です。
- ・認定書は**1月13日(金)から交付**します。
- ・この認定書は障がい者としてのサービスが受けられる証明書ではありません。

- 問い合わせ先 高齢者支援課 高齢者保険班(西合志庁舎) ☎242-1109